

令和5年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月1日(金) 午前8時55分
 - 2 開催場所 三種町農政庁舎 会議室
 - 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
 - 4 欠席者 なし
 - 5 事務局 書記長 工藤 一嗣
書記 石井 忍、宮田 孝志郎、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
- 報告第17号 専決処分した事項の報告について(選挙立会人の選任)
 - 議案第45号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第46号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第18号 登録の移替えをした者について
 - 報告第19号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第20号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 協議第5号 三種町議会議員政治倫理条例等の改正に伴う協議について

午前8時55分

工藤書記長 それでは令和5年第6回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしく申し上げます。

嶋田委員長 おはようございます。相変わらず暑い日が続いております。天気予報では明日は雨のようですが、水不足が深刻ですので多めに降ってほしい所です。さて下岩川財産区議会議員選挙については無投票が決まっております。本日は、9月定時登録と、協議案件もあるようですので、よろしく申し上げます。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と田村委員をお願いいたします。

それでは、報告第17号「専決処分した事項の報告について(選挙立会人の選任)」から、説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第17号ですが、三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙立会人を専決処分で選任したことについて、報告するものです。

議案に記載のとおり、候補者から3名の届出がありましたので選任しております。報告は以上です。

嶋田委員長 3名の届出があったということです。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

報告第17号は以上とします。次に、議案第45号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第45号ですが、9月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の6月定時登録の後、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成17年6月3日から平成17年9月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男15人、女14人、計29人です。

2の転入登録は、令和5年3月2日から令和5年6月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男29人、女27人、計56人です。

よって、9月定時登録における登録者総数は、男44人、女41人、合計85人となります。

なお、8月28日に開催した第5回選挙管理委員会において選挙時登録した下岩川の方は今回含まれておりません。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2～3頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第45号は原案どおり決定します。

次に、議案第46号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第46号は、9月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の6月定時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和5年6月1日から令和5年8月31日までの方が対象で、人数は、男33人、女49人、計82人です。

2の転出抹消者は、令和5年2月1日から令和5年4月30日までに町から転出した方が対象で、人数は、男53人、女59人、計112人です。

よって、9月定時登録における抹消者総数は、男86人、女108人、合計194人となります。

また、先ほどと同様に抹消の方も選挙時登録済みの下岩川の方は含まれておりません。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の4～6頁、転出抹消は7～9頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

飯塚委員 下岩川の方で、前回選挙時登録の基準日8月28日に亡くなっている方がいるようですが。

宮田書記 はい、こちらの方は死亡日は28日ですが、届出がそれ以降でしたので、今回の定時登録で抹消となります。選挙時登録と重複

はしておりません。

(他は「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。他にご意見等無いようですので、議案第46号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第18号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第18号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の定時登録で5月31日までの町内転居に係る移替えを報告しております。また下岩川財産区選挙の関係で8月8日から9月3日まで移替えを延期しておりますので、今回の報告の対象は、6月1日から8月7日までに町内転居された方です。人数は、男12人、女14人、計26人です。

対象者については、別冊名簿の10～11頁に掲載しております。

一点補足説明いたします。今回の抹消名簿と移し替え名簿の両方に掲載されている方がおりますが、いずれも転居された後に死亡された方になります。該当する方は移し替え名簿のNo.4の方とNo.16の方の計2人となります。

報告は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 移し替え名簿No.15の方も亡くなっていますよね？

宮田書記 はい、こちらの方は前回選挙時登録の際に死亡抹消していますが、前回下岩川地域内のみでの移し替えしか議案提出していませんでしたので、今回の移し替えに掲載しております。順番としては、町内転居された後に亡くなっております。

(「ありません。」の声有り。)

はい。他には無いようですので、報告第18号は以上といたします。

続きまして、報告第19号と報告第20号は、関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記

はい。報告第19号は有権者の50分の1の数を、報告第20号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案5頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の登録者に新規登録85人を加え、抹消194人を引いた13,370人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、6頁に記載のとおり268となり、3で除した数は、7頁に記載のとおり4,457となります。

報告は以上です。

嶋田委員長

はい。報告第19号、第20号について、よろしいでしょうか。(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第19号、第20号については、以上といたします。

定時登録関係は以上ということで、続きまして、協議案件に入ります。協議第5号「三種町議会議員政治倫理条例等の改正に伴う協議について」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記

協議第5号について説明いたします。三種町議会より、三種町議会議員政治倫理条例等の改正に伴う協議についての要請がきております。

要請内容としましては、別紙資料の1にありますとおり、町の議員が政治倫理規定に違反する疑いがあるとき、議員に対する町民からの審査請求があった場合に、選挙権の有無の確認を選挙管理委員会に求めるというものであります。

該当する条文の箇所ですが、条例案第9条の（1）に町民が審査請求をする場合は公職選挙法に規定する選挙権を有する者100人以上の連署となっています。これが町民が審査請求するときの要件となります。

この請求があった際、要件を満たしているか議長が請求の形式を審査するとなっております。さらに少し飛んで今度は施行規定（案）の方をご覧ください。これの第8条第2項を見ますと、条例第9条第2項の規定による審査、つまり議長による形式審査のことですが、同条第1項第1号に規定する者、これは先ほどご説明した町民からの請求のことですが、町民からの請求にあっては、選挙管理委員会に対し、審査請求を行った者が三種町における選挙権を有する者であることの確認を求めるものとあります。

以上の内容につきまして、議会から要請されておりますので、皆さまの協議をお願いいたします。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

嶋田委員長 議会に関するこういった請求というのは今回初めてでしょうか？例えばリコール等の署名の確認とかは元々決まっている事だと思いますが。

石井書記 地方自治法で定められている請求とかに関してはもちろんやらなければいけないですけど、これは町独自のルールとして条例で定めようとしているもので、法律で定められているものではないので、選管に審査をお願いしたいという要望になっています。

嶋田委員長 特に断る理由は無いと思う。請求があったら協力してあげて良いのでは。

（「はい。」「異議無し。」の声あり。）

では協議第5号については、要望事項のとおり対応しますということで、事務局は文書で回答をお願いします。

最後に、「4 その他」ですが、先に事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、下岩川財産区議会議員選挙についてご報告いたします。

29日告示、立候補届出を受付した結果定数6に対し立候補者6名と同数だったため、無投票が決定しております。立候補者については選挙長告示の写しを配布しているのでご確認ください。

日曜日に選挙会を開催しますので、委員長にご出席いただき、この6名に当選証書を交付いただきたいと思います。

嶋田委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで第6回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時49分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____